賀茂社記録

十九

832
97
305

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

神主經文

嘉元三年御造營記

全

19

832
97
305

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

大正
7.2.2
M.T

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

神主經冬永仁四年三月廿六日　宣旨奉請事

一祿物分

大使分　綾被物九疋　代錢六貫六百文

色〻水干袴布五十五段代布三段文

小使二人分

綾被物六疋　代十四貫四百文

單衣二領　代一貫四百文

水干袴布四十反　代六貫文

大正
7. 2. 2
購求

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

覧笥持分

布四反　代二貫四百文

以上九十六貫八百文

當日分

大使五單衣一領　代十五貫文

鵜毛番大夫能負馬
在餝具
馬一疋

引差縄二筋衣一代三百文

小使二人分　被物二重各一重代四貫八百文

副官使十三分　布十三段　代銭二貫六百文

覧笥持分　白布一段六文覧笥ニ入之但一貫二百マテハ

已上禄物代銭百十九貫二百文

又此外

衣一大使の拝の六ニ給之紫村ノ　禄欤　西代一貫五百
裏代貫二百

綿五両入之

大使三官ヨリ國負　六文迫布
馬代三百者数外也

小使二人　左衛門尉藤井
右衛門尉和氣

一

儲次第

大使分　五本立

退物八種内　高つき

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

わらいより　いう
ちゝめなづひ　かわいく
きうに　ひろ
ひらやき　こるまきす
こと八程
又退あ八程　るこ　ひーかいう
ろつき　こゝろみう　すくまる
ろ玖ゆて　をすゝめ飯を
うさゝき　すゝ
いくのあるものてもろ　たこ
鳥　うろこ
こと八程

すくさん分　二程あすくあ六程
まきう奥のこ　生あるい
ずきう日　生あ日
くろめき　うんこ
くろめき　うんこ
いさいよすくさん六年あ　飯
又さうなこ程内　ろつき
うめろ
くゝけ
うちあらひ　重ね赤の字許在しをすゝ基の
上こすゝろ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

くこ飯一前ならへき（くご飯）

米こめ　くしかき（串柿）

かうし　山のいも

かわらのと　もちゐ（餅）

ところ　ひらいくり

さしあ米深草氏そ（にて）うあつ

一 小使二人　大使と同すくはんひろの（居 飯）はんも如大使之

従机一前ツヽすゑる（居ル）

強飯大そへしき此さんあし半をそへすゑる

台盤ツヽひろさは高同あらの西此ことし

佐菓くこ飯のの見立ハ大使と一つさ居

一 覧箱持一人分

机一前ツヽえんかまかり一つそへすゑる（居）

酒さい追而八瓶

大瓶二瓶　一前

さかな一盃　座中へ出

くこ飯八瓶

酒さい此ほけ小使よりも一つさかいいをとして（一カサ）（居）

大折敷ニすゑる（居）

さしあ川ニ一折しき三枚

大使従（かて）料（れう）米（まい）七斗（と）六升（しょう）内（うち）　使（つかい）十人（にん）
副（ふく）使（つかい）十人（にん）二（ふた）斗（と）
少使（こつかい）従（じゅう）十四人（にん）前（ぜん）各（おの）七（しち）人（にん）ツヽ
いつれも米（こめ）ハ玄米（げんまい）ニ而（して）相渡（あいわた）し候（そうろう）事（こと）

一　同使（どうし）江（え）之（の）酒（さけ）肴（さかな）
大使分（だいしぶん）　毛馬（けうま）一疋（ひき）荒巻（あらまき）一折（おり）菱（ひし）入（いり）
家（いへ）苞（つと）二（ふた）荷（に）　着（ちやく）三荷（さんか）
小使（こつかい）二人分（にんぶん）　着（ちやく）三荷（さんか）
家苞二荷　各（おの）
着三荷　鳥（とり）目（め）あるいハ
くゝい少（すこし）
うゝい二折（おり）
各（おの）
賀茂（かも）ニ而（して）調（ととのへ）来（きた）り候（そうろう）
酒（さけ）肴（さかな）之（の）内（うち）荒巻（あらまき）一折（おり）ハ
使（つかい）江（え）遣（つかわ）し候（そうろう）
残（のこり）之（の）酒（さけ）肴（さかな）ハ
使（つかい）之（の）
帰（かへり）路（みち）ニ
賀茂（かも）ニ而（して）
相渡（あいわた）し候（そうろう）事（こと）

一　使（つかい）之（の）者（もの）共（ども）江（え）
賀茂（かも）ニ而（して）
相渡（あいわた）し候（そうろう）
酒（さけ）肴（さかな）之（の）内（うち）
家苞（いへつと）二荷（にか）
着（ちやく）三荷（さんか）
又（また）家苞（いへつと）二荷（にか）
着（ちやく）三荷（さんか）
従（じゅう）ニ
賀茂（かも）江（え）
遣（つかわ）し候（そうろう）
又（また）賀茂（かも）ニ而（して）
調（ととのへ）来（きた）り候（そうろう）
酒（さけ）肴（さかな）之（の）内（うち）
使（つかい）之（の）者（もの）江（え）
遣（つかわ）し候（そうろう）
残（のこり）之（の）酒（さけ）肴（さかな）ハ
使（つかい）之（の）
帰（かへり）路（みち）ニ
賀茂（かも）ニ而（して）
相渡（あいわた）し候（そうろう）事（こと）

一　大使（だいし）少使（こつかい）
着（ちやく）座（ざ）勧（すゝめ）盃（さかづき）之（の）
次第（しだい）
先（まづ）第（だい）一（いち）着（ちやく）
其（その）次（つぎ）ハ
無（なき）官（くわん）
衆（しゅう）
然（しかる）ニ
社（やしろ）司（つかさ）
出（いで）
向（むかひ）
而（して）
賀茂（かも）ニ而（して）
賀茂（かも）
之（の）
饗（きやう）
ハ
有（ある）
之（の）
ニ
而（して）
賀茂（かも）
之（の）
社（やしろ）
司（つかさ）
江（え）
賀茂（かも）
之（の）
社（やしろ）
司（つかさ）
之（の）
次第（しだい）
ニ
而（して）
着（ちやく）
座（ざ）
勧（すゝめ）
盃（さかづき）
有（ある）
之（の）
事（こと）

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

入来（なって）は勧盃ノ社司家ノ社務亮ノ大文ノ
ちよの扉をうけて（なって）てしやく（てう）
物ノ式（ママ）筍汝一人至一人ノてよう
其席社司ノ盃を而て湯をうけて使ニ給使而て
のむ

一獻　正祢宜能季

二献　片岡祢宜遠文

三献　若宮祢宜忠久　足音侍ノ社務ノ嬌ノ亀

こん日のつつきとすく（ママ）ゑ至ハのますもいせん人

持てよりて如此勧盃ノ大度ノ家のて
後ゆて又大使うけて小使ノ度のに
のて又うけて次の座ゟ小使ニなて三献目ノ
二献ゟて三献ゟ三献ノ社務亮ゟて
出て使給ニて礼ノ席ニ其後三献の社司ゟて
勧盃ノ度覚ノ如ゟ内ゟ白布一反ニ
入くるいもんの侍ゟて寝（なって）殿ノ礼ゟ
給ニ又寝（なって）殿ノ礼ニ（に）ハ
引馬鞍毛　番ゟ（ママ）能負ゟや

馬副侍二人　次部集解　成古一人通子上手
　　豊後守等兼継　大帷衽
　　左近允　季継
　　左兵衛尉　兼定
　　九郎左衛門尉　兼定
　　右近允　季継
　　左兵衛尉　定兼
　　元重兵衛
　　阿波権守光任人
　　永仁四年三月廿日
宮寺使警蹕のすへ　次部集解　成古一人通子上手
小使二人同車立但すへ　次部集解　成古一人通子上手
のこりハ大形あるへし　次部集解　成古一人通子上手
うつゝ　次部集解　成古一人通子上手
賢答将二人但同車立すへ　次部集解　成古一人通子上手
る同下襲大形あるへし　次部集解　成古一人通子上手
れさいのこけいの衣のあるを着用
うさひきをいす　次部集解　成古一人通子上手
くひきをとす衣をとりさせ
小使二人別に装束らん

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又半一疋

正祝重貞　厚紙十帖　大刀真一
　　美草一枚　馬一疋黒
　　幸王幸文重量ノ名変ル

権祝保成　厚紙十帖　馬一疋鹿毛

片岡福宣遠久　厚紙十帖　大刀真一
　　美草一枚　馬一疋草毛

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

澤田祢宜 能雄 中紙十帖ツヽ
澤田祝 保清 〃
氏神祢宜 基久 〃

已上十三人

一 不参社司

権祢宜 延平 有労事ニ付
行司祝 景久 申紫内ニ時雖領状不参
大田祢宜 久宗 煙脹
奈良祝 久藤 煙脹

氏神祝 宗能 城外宮

已上不参六人都合社司十九人ニ候

一 氏人出仕分百廿七人

社司子息 中紙一帖ツヽ

未ダ雑掌ニ帖ツヽ

一 雑仕九人ニ中紙五十帖給ツヽ

一 庄のきらめきのヲ

社司ヲ

ま人飯ニ弁膳ほさい六程ツヽ

一め　出勤のふ　飯茶五合のう
　　ほさい　神内　使の通ふ
　　のうをを　めいめる
　　くくち　鳥　うちこ　たこ
　　さうふ　こいあひ　むしやき　ゑめあひ
一　　居飯め　出勤
又ひめのりん五合い　重にしすこる
　　同ほさいこ内
　　あつふ
　　かもも包
　　ふるのるます

一ふ二　ふるる　すこる
又ほさる二ハ宝
　ひさるのり　又ほさいこ
　こあこう　こいよ
　ふるん　こいよ
又ほさるこ神内いて
　うめる　うちあひ
　　ゑめあひ
一氏人ふ百五神前用意
　但定百五人出仕

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

すへんこれを今のり
めしのもんをもり

古葛十文字内

わらいより　鳥　むしやき
なすあす　すいもの　あをまて　むきみいも　たこ
三ツ拵低菜ゑきとて上より民人出まて
のりて来いしるひきをを通
このわうすゑもの拵　あらゝ、そゝ
汁三内
ひしるいも
ふる

又さうの先毛立二
小鮎とすり通川杉葉
すゝ上うり来いめしひ
雑仕ゟ人民人定を給し
わさ共人ハ二本のり
ちさいはうの日能をみゝす宮今の使従料の
盤残氏人のすゝあの飯ゟをもんて三種を
かり給し
一　番乃称九人二本のりちさいはすゝあのこうをすこし収
なゝゝ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

一 いくもちの刀袋同

一 同じくて八人ニ而参りはさい長同
但氏人の定めハ仕舞すへき
てゆゑ今定例より墨書ハ記請文をもらひそん
とゆくゆくさらハ記請文
ここ久
こゆハかりす其ときハ
用意致
やうきこと人ニ而もよりはさいあまるハ一有ハちと
検知
ひあこと人ニ而より
奥ニ而八人ニ而より但奥ニ而ハ待い
馬先生致
ゆのもんゆくニ而もよりはさい

ゆのもとこニ而より

一 御中の侍の中ニもん二斗
酒ハ奉行ニ而より許てゆくニ而

一 たさの申一斗
同じくて 罪
いくものの刀袋罪ニ而ハ五会
洗馬せんゆくもんなくて
いをゑ刀袋罪 但奥ニ而時ハ五会
湯気致
ゆいる五会

已上飯酒の日記別紙之通

大神宮　政所下

補任　神人匂當識事

正祢宜

右所補如件者任先例可被執行故以符

正應六年二月七日

神主賀茂縣主

庄〻宛文末事

正官　能季

太神宮　政所下

補任　預所職事

正祢宜

右以人補任被職之状如件庄宜承知敢勿違失故以符

正應六年二月廿七日

神主賀茂縣主

法橋昌代筆

大工并納

宮河御庄

付御米除例立用并下向公文

お有限職分社役可被勤仕之

限歟

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

太神宮　政所下　土田御庄　御使兼継

補任　預所職事

付法条除例立用
并下司公文お有除職
令社役者可被勤仕之

正祢宜　能季

右以人補任被職之状如件
遂失故以補

正應六年二月十七日

神主賀茂縣主

泉一丹　正祝保和別納
自余社務之時

片岡祢宜遠久　小野田預所

貴布祢祢宜能秀

大田祢宜久道　竹原別納

若宮祢宜　康基　山田預所

奈良祢宜保光　山田下司
阿波国米七石

澤田祢宜久最　平野庄

氏神祢宜基久　已社忩

権祢宜　延平　室別納
仮校正被停之

権祝　佐方

片岡祝　景久　星河預所

貴布祢祝久忠　稲積
被付松陸

大田祝久宗　菊方
預所

若宮祝忠久　金津庄ヶ被
向社司分

奈良祝近平　其上福田庄
知行船木庄
由良下司

澤田祝

氏神祝宣能　已社忩

仍阿波下司別残三石
如例
手継如之

一内々分

番大夫　由良庄
一円但下司之除為社用

宝生大夫　出雲
阿波雑掌自若宮祝部方
ゟ預置

久永

矢鴻　貴布祢之宮布社用

出雲公文　西春奈

星川下司　幸松大夫

山田出作　金屋

濱分　ゟて、濱之屋

大原　大納阿闍梨有限社役
者可納之

金津庄領所　兼継
ゟ預供物
ゟ向于社

公文　陽師若大夫

出雲下司　夢王大夫

星川屋　ゟ之大夫

阿波公文　越前法眼

小野々　東向供方
代官自幸

家司

云継

御厨代自継

大宮々十郎

岡本々又左衛馬取

うち九郎事ハ馬取

河上々　乙石屋

中村々　ゟ来入道
西継

有司　又馬取

伯耆神宮　二郎屋
但二郎屋死去後
あちら屋

一庄々地下職

小野田公文右衛尉正　但米十貫

船木公文頼俊　任数ゟ
五メ済ゟて
五貫屋
奉行二貫

船木神宮五郎屋　ゟ家地方

佐野公文宗氏　五貫屋　九貫九百文

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

船木神宮任料五貫　年家
奉納二貫

由良神宮　　ニう若ヒ

腰長弘文　妙観在ニ五ヶ年　給
太原ノ大娘阿尚梨五ヶ年
給ト雖モ

一　金澤正應五年　　勤料壱
号究ル　三月廿七日

一　山田庄所司加宣　任料大分実一
銭五貫ヲ上ル
同出仏供弘文　但料大方実一年家ヒ方一貫奉納

氏女

一　土田北佃十二石九代十貫四月上旬ニ師ヲ料尉ヒ佐

一　星河御佃十六石代十貫四月上依ヒ寿ヲ撃事
一条清二郎

一　湾路余田　畔ヒ堅ヲ　弥ヒ
一　湾路生穂方弘文　幸性ヲ　ヒ
但同八月ニ立替金津給ヒ
一　土田松庄越前法服給ヒ六月銭
一　佐方松庄同法服七月ニ銭
一　星河松庄大浦阿尚給ヒ但七月銭
可給ヒ返ヒ中給ヒ但百疋ヒ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

一 貫弐百文 御社参り

一 星河左明寺分法泉代銀七十貫八月十六日納ル頭
所作国税之内ヲ以

一 平野左文仁新寺家北方五貫文馬進代ヲ奉
引二貫同七月任新五貫文寺家北方

一 平野検注十帳行光逸ヲ

一 福田名七月十日沢田御堂能雄社参ル 新造成

一 沢流生穂方公文永仁三年三月廿七日納ル 七郎ヲ

一 出雲公文職大江氏女 弥鶴給ル 母生存ヲ女他家ニ後ヲ親続ル

乾元二年二月十三日 仏母 生存ヲ 母孝堀ヲ 棒証状ヲ

一 貫奉ル

嘉元三年四月廿八日御造営御事始事

御祭御遊よりはやくらを祝方の屋のきわへ屋ていして南北行二をきてよそちやをれ将衣のよ
西方之荘新て棚尾法寺ヲ

ヲきて参てあねをあてゆくしするに沢権方立同ちや
をおて参る寄方之南のまわに西方立いわを松沢長の寄
西参ていわのとりすこを乱て権方立給権方法寺ヲ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

すこを宛さて二ヒ六すこを去て落西北を志三鈴け
りる又東のち一二鈴可けりる長屋中ほ三鈴ヒ山ヒて落
を仕て長屋又長七人鈴可ほ仕仮権左ヒ兼長七番迄を中
の鈴ヒ時ヒ先拝を仕て後ヒ
権ほるきて歴ぬヒ雖仮淀藩
ほ仮屋の前の井枝ヒ西北上ヒ
神主経久　西祝宣遠久　二
権祝保清　片岡貴能秀　片
壱番鏡保光　新宮祭宣近年　新
大田祝基久　若宮祭宣時久　若宮祭仲久　奈良祝宣康兼

奈良祝信久　沢田祝宣惟久　沢田祝宣能　氏神祭宣定久
氏神祝重冬

已上古人前任社司皆悉ヒ

御事始終ヒ六三人ヒ前西の大御床の許ヒて
禄を給ヒ夜一ヒて社務の嬬ヒ忠久西ヒ懸岡二男基久
権大ヒ懸禄者長櫃ヒ入棚尾洗米副當ヒ更久事奉ヒて
周竟即久事而て後の社司ヒ
作前の事右馬允盛近者也
部より東北西ヒ堺
蔀のきわよ
番迄者切板より屋下一間をきて東向ヒ榜先ヒ

一惣左二人著末番方長畳を敷て浄衣を着る惣侍二人浄衣長袴を着
て引く壁二人浄衣を着る銀紙二人浄衣を着る榊
うつさる者
　　飯無頭食次第上ゝ
生物二種　平切二種より切二種　串柿一重五ゟ
くゝかつき二重著のこい昆布
　　已上三前共定
来の番迄惣侍二人檜二人か〻二人銀紙二人木守一人
一前ゝいく程ゝ
　　但生物二種平切二種より切二種くゝかつき一重ゟ
の事やくゝ
酒番迄の中八大盤一二斗入
　　五本髭子一ツ
五本髭子一ツ
　　宮三献ゟつき一荷かゟ汁よ
門社出納三人上番中番当下ゟ
　　中ゝ中間代
　　ゟ番刀祢
番のものやくゝをゟき二すゝ
くゝを荷文昆ゟ八上番出納ゟ

皆御氏の者を第二人ならて神官を立、是ハ都合三人立
忌かゝる直会をとりて禰宜より杯をとり三献之後
禄布十三顆長櫃のごとくに入て別当宮司又菓子奉行出て
出学にて氏人庭上にかきすて番匠の長より次第一諸ハ
給之長七人并かくひをきかち舎一の者ハ四丈布一
くんりやの者よハ二丈一切ハ正権を六ハ流前之御氏
之時単衣并ちりを給て其庭上にてハ不給行事成
守同不給之
社司氏人皆庭上ニ立て見物
此菜引懸敷者無之

一 奥かゝり事
志かしい代八百　奥の之よりかの　代三百
平居吉さい　手より　代一貫ニてかへり　上並
くしらきい二足代四十
くんこ　米一斗五合
已上二貫百四十文

高　菓子皆氏之切立して小かきけよ皆上より出まけとのこりより九月八日宮司ゟ饗の出来のとなり也
庭上番匠十七人行事禰宜二人かへ二人かち之而宮

一 五月十四日御蔵所御志かしハ始在之文永例有之

饗膳并盛又二外盛ひめ
此分ハ行事一盛立様壱立本二人
又清目代同一前積し さし四ツ定之
又本番通十五人并接待之人かへ二人かち二人本守ホハ
本飯并菜盛ひめ一升五合より積然ニする
正上六前　飯一石六斗四升
白米八斗二升
能米一石六斗六合　以見米自取分
此外　飯分乃米一斗一升下
同代分ハ以此内より
御菜八種皆見　但二種增之　右朔弊ハ七ケ度社司

御食前のまゝ　塩引かとく
平切二盛　鮨二盛
きとり二盛　なます二盛
汁二杯つゝい
さけのことく　おこ　皆同く是よりあり
然本守屋にて行し　酒肴番通中二斗大樽ひろい
かへかちハ本守屋の西のひさしより幕引て行酒肴
然二杯銚子一ツてあるし
殿上饗を出してとし　並菜よて志也く残取之献之座太
二献後て人別より文布一切ツゝ給くし
行事本守ハ座ニ有おす饗前並三外へハ出一行事之

本宮ゟ別ニ酒不給　但本宮ゟ
同代銀壹匁ニ而ハいちい長橋請ニ取ニ遣ス
一京番匁七人ニ而ハ不参ニ付
能米一升ニ而又ゟ酒ニ
又ゟ教不知ニ番匁三人参ニ而
酒ハ不給ニ賀茂番匁三人内
座元不寄ニ饗ニ而ハ給ニ
ハさい五枚
鯖　ふき
きわり
けこ　以上同
一魚かう日記
鏡仕立　代三匁
さゝかき　代壹匁
名吉手きり　代壹匁
さけのこ　代百
以上二匁二百
一京番匁料ニ又加ニ
ふくさ代三匁
さいきわり代百匁
都合二匁四百
一當参番匁
二大工源之未次　権大工大蔵三郎　國宗

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

長七人内
源五吉宗 中宮亮久恒 孫勢太吉宗 藤三郎
孫太郎長恒 但法名教玄八吉服之内 藤次郎
宗長 但長二郎未入今度叙爵 藤次郎
義政 被勤不参之内 吉平衛

辻

羊大吉綱 源三郎吉末 太郎國延 源三郎為國
源三郎吉綱 源次郎長恒 藤三未茂 藤四郎國次

乙上

散米御勘所 法方法志しい姓名ハ堅義書通三人宗
書通三人条

一 七月六日筆継志さいの日記あ〳〵お定
白米宇 酒二升 三年目
御さいさい之種内
きうり ひしこ さいさい あ〳〵さけ
志ろ茄子 くこね一合 おきうわ〳〵けあ〳〵

乙上四貫

福岡遠 三貫文

一 都合七貫文 神社の事急遠
如文永日記者家司をてかゝ神元年実方〳〵後居
ゟ今度筆継家司を事てを〳〵

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

西之保勢大寄合可（実検）出席
一 六月二日御会利之節御殿ヘ
　 上月六郎（筆ノ乱）兼純
　　社司皆参ル
惣官 衣冠　西祢宜 衣
権祢宜 狩衣　権祝 同
許国祝 同　貴布祢宜 同
新宮祢宜 同　新宮祝 同
大田祝 同　若宮祢宜 同
一 奉良祢宜（衣冠ニ而参ル）　奉良祝 狩衣
　　西祝 衣
　　許国祢宜 同
　　貴布祢祝 同
　　大田祢宜 同
　　若宮祝 同
　　澤田祢宜 同
　　澤田祝 同
　　民神祢宜 狩衣
　　民神祝 同
一 六月九日御上棟儀式事
　 番匠正権大工并檜皮壁鍛冶各六人皆速着
　 番匠長南方二人梅原ヨリ宮ヘ参ル
　 狩衣袴着ス
　 扨而御社ヘ参リ拝ス
一 社司ヨリ惣官ヲ始衣冠ニ而着座
　 ノ程ヨリ未着ノ者共ヲ催ス
　 也ヌキヲ仕テ後ニ細ノ布
　 汗衫ノ如キノ物ヲ着シテ働ク

而て惣官〻を惣官而て正祢宜従権祢宜従禰宜等に至迄
てそれ候其後當日奉行番大丈能員（故片岡祢宜能重二男）兩て神主
殿御寶殿御唐に被參候方をとし女房（おいて）次第に手をかさり
て女房者皆唐御簾銭をのけて唐の内被候（おいて）參る也
志らす扣之一の間より末へ石をわらす樹中人參て御網女
房皆手をうけて後氏人以下西々桐尾御前まて一度銭
かくる桐尾御前銭さゝ橋の下へ向てれ凡人の俗人
在家の男女俗尼樓門の内桐尾御前さゝ海をさゝます
るく參侍文所屋の方御料屋より上下をと志も多す寺
いゑと參（おいて）御網を一向ルえうんとする石高遍以下心あ

る人ハ割止をとゝわり其後桐尾御前御殿后石の様に申
いゝもて申刻許まて首（おいて）
御上棟ゝ時刻者正午と雖彼當年牛刻許被行
於先例ゝ霖雨當日ニ於まて雨下といへとも深更迄
て事ニ無為之

一御ぬさの具足
五色の絹各長三尺人（青黄白赤紫）三尺絹五色銭六貫文
正殿假殿毎方ゝ也
綿二屯　白苧二把　麻二斤（おいて このいゝる の料）上品紙二帖
酒三升　銚子一　直へいの料ゝ　直へい六　ひさけ六

解十八枚 和小弁中の箱のまま
長二尺厚一寸五分
分能米一石一斗二升九合
白米七斗四升四合 玄米七斗
俵前日皆りきて形入
一 そうそんを以て参詣 同じく法楽
まうしてかまえて参拝をなさ
かまえて参詣し法楽奉
一 法楽の儀式をて度 社司退出各法所
和物事在馬元慶とく
此のかまえ 前の箱よりまいる

者切芝より西北そこ小松
一 禄給事
正大工 単重一枚 貴布禰宣忠父 社務嫡子 産を立て
法楽の金西通まて縣く
天机下膳両像の号笠をとり
侍久慶美
権大工 単重一枚 大田祝基久 社務二男 同産立縣く
笠侍定理美
長七人 被物七重各一ツ 氏人縣く 将来下くる
檜皮葺 被物一重 雑色笠をとり氏人縣く
壁塗 氏人縣く

禰後馬被行

一番 上手 豊後左馬尉定継 同代豊後前司兼継ヵ嫡子

二藍の狩衣に紅のひつきをきる 萬神単付し 童一人

郎等一人 狩衣 具之

同下手 治部左馬尉久継 豊前入道ヵ二男 定継一門也

あおきにて 二藍の 狩衣 童一人 召具之

二番上手 千代鶴左衛門氏継 あおきくんに左衛左馬尉

如重申二藍の狩衣 童一人召具之 同氏入道ヵ子

同下手 孫鶴左衛門尉兼重 あお文狩衣に孫足多人親 右也

三番上手 九郎左馬尉忠治 あお菱の信をかけ 赤子をきる

狩衣をきる 童一人具之

同下手 なかしち重継 左衛入道西坊 比丘子 狩衣

但右衛門尉ハ疵中ニて川ヵ裳付

一 馬絵事

一番行事 正大工 権大工 長七人

楢修 逸月二人 壁一人 銚子 二人

巳上 十五疋 侍六人して引之

一 馬被引後於庭屋饗応有之

行事番匠以下道々者ニ行事相同前飯酒

次男令修若楢修番匠五人成仰付人有之

布来肥キ八前 ひめ二升肥 三合 行事 大工 并妻

其外 ひめ 各一升 五合 肥 各五合

御幣 十四種之内

左兵衛尉　二社奉
さうんこ二座
千奥二座さだ

已上高辻今物ゝわりらん
定文仕文永田記ハ立ず
ら物八社用高ハ古神事之時社司退転の定
雑士八座　ゝゝ引士八座仕上ゝゝ
手切士八座仕よる朝　ゝゝゝ士八座さハ
ゝ物士八座ゝゝよ　年やきし士八座
かゝゝ行士八座　あゝのせゝます士八座
計一ゝゝ

さ行のこゝゝ
ゝゝいくゝよすゝる
一京都通四人又法社司通石又賀茂
庭掃ゝ別ゝ座ゝしきて着座
し饗応三年ゝり是ゝいくゝ也
御葉二種七ヶ度法神事社司ゆきふり今めち
さゝく座

す　ゝゝひき
きゝゝり　ゝます
け二さ行のゝゝ
五年雑子一紙ゝ

半やゝ
かゝゝ行

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

一同酒事

物着と申大髪子一給ル

引事五年髪子

かへ五年髪子

五年のもの餅着引事よ

ひめ二年のもの引事毎二

但京於ハ別書通ニひめ

一引馬有事許ハ見ル銭給馬ニ

基本着ル馬ハ雑掛引ル

一定引ル代三貫文家ニ

為神代於庭饗前ニ時給ル

引事盛ヲ現馬ニ給

四ノ上馬一疋代三貫文

権大上馬一疋代三貫文

長七人馬七疋代ヒヲ貫文

廻八人単八毎代　八貫文

布八十給内　但布十五

悪布六十ヲ

ヒヒ銭八疋　二貫文

一檜皮菅二人　馬二疋代六貫文

但饗八人ニ和物一重代二貫大文ヒ

布十五反代七貫五百

単童一毎代三貫文

単童一毎代三貫文

被物七重代　十貫文

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

一壁二人　馬一疋代二貫　　一疋代一貫文宛
　　布十反代二貫文宛
一鍛冶二人　馬二疋代六貫　布五反代二貫文宛
　　都合百疋二貫五百文宛
一陰陽師祢引人
　　他所分
上郷坊城前中納言
鴨社祢宜祐雄
　　當社分
西祢宜遠久
　　六月祓定伯
　　賀茂直氏拾二心意
　　六月祓定伯

六月祓祢宜忠久
新宮祝久藤
氏人若王大夫仲久　　已上見馬
一疋但代三貫文同代前豊度守兼継
一庄ゝ下司公文依召參一疋別代三貫宛也
　三貫文　貴布祢ゝ宜忠久
　三貫文　太田祝基久
　三貫文　美作公文祢氏
　三貫文　安志公文信遠
　三貫文　周防公文兼吉
　三貫文　竹原公文氏女
　三貫文　竹原下司公文惟章

一三貫文
三貫文

一

當職俸銭頭相勤不及不勤
之者不進之

三貫文

安志田野僧良禅 兼少
小野田庄公文
和泉隼日大夫
同箱作大夫
隼日刀祢
同箱作刀祢
山田公文知重
淡路生穂公文 左遷府手 ヤノヽヽ
同佐野公文
安曇川下司

三貫進之

同公文
金屋庄宮司重継

一 番匠衆六人方〻并衆沸銭 茶

飯料弐石五斗 二斗五升
余分二斗加之
出納食五斗 能衆ニ上

一石六斗 二斗五升 代銭二貫三百卒
酒者一向無之 同刀見酒之事

能衆
者〻この衆二斗五升 代四百文
勤衆能一石四斗 二斗五升 代一貫七百卒文
同卒いこの代衆ヒ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

一 御茶子
　　居あい種名二枚両
　　生そこ
　　志ろ奥仕一貫
　　追而八種内
　　鮒上弁当
　　代冒
　　志ろ引三仕弁当
　　同下代冒
　　平やき代二百
　　まつ茸 さい代冒平
　　奥のく代二百
　　あるこ
　　しろこい
　　代百

　　さけの子　代百
　　七上生業代六貫九百八十文
　　代用送当法遣等ゟ毎度ゟ以借之自分被下
一 御上棟ゟ後三日者店作事不仕
　　同十二日ゟ鉋始をして やうて仕
　　酒肴給
　　さけ大樽一 肴二種肉平鯛
　　鮒鯉焼飯さるよりむ
一 六月十三日官吏三人参詣社為代
　　酒ゟ駒犬木実松笠迄ゟ者皆相具ゟ
　　内ゟ名の札ゟ綿ゟ三枚ゟ雲為弁当ゟ人者服

さい代冒
上下まい代二百

さい代冒平
奥のく代二百

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

あり二人者淳氏（なりて）又禁錮（ゆるして）
氏人北面氏人二人出對年四首
番上舞人陪従貢宝生吏能歌別當吏久兼正三人
布衣（ぬのきる）如令
きゝめ（聞）紀ノ歩公一首奉進（たてまつる）二代五百年あまり
二百代二百年於爰（ここに）初（はじめて）
延喜年

一今度御社木着岡崎國前等
六波羅法花堂（書写）等をも下又國衆二宛文
出候文元公文行氏有代官
俊平カ奉行（ぶぎやう）ニ候

番匠二人吉宗（よしむね）為（ため）
大和（やまと）国（くに）八木（やぎ）ニ（に）
当社御修復（ごしゅふく）（おこなわ）ニ（に）
一新造御社引（ひき）まいらする事
當（とう）番匠先七人
大工三郎恒吉
二郎清成
三郎恒友
已上七人

一七月一日先大工恒吉宗成上（のぼ）てくろくの奥（おく）を出

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

一ちゝ二支　長七尺五寸　ふとさ方一尺三寸　仮屋山築自去年大嘗会ニ
一かさ木二支　かふき也長二丈四尺代壱貫　をれるを覚て用ゝ
ひろさ一尺五寸
一二ノ石二支　けやき社記ニ也　長八尺
廣さ二尺五寸
一銅付一支　かふきあつさ八寸
ひろさ長あつさ　かさ
一川の森　の八本壱貫弐百　新造
一かゝそうの料そうれいの八本
一堀立の料八本柱四本　長二丈一尺
七寸
一同断　カ四百文ニて上代弐八貫文ニて七月廿一日下行
一銅壱　番所の上の方ニ二百上て出屋文文
下の方ニ二百上　本定

一姓七月一日上洛ニ時ハ口宮の縄五十尋三百五十房銅二
そゝ料ニて用ゝる也ゝ
但後日上洛ゝ時口宮ゝ縄ハ半房をもて用ゝ
麻にて二百六十三匁用ゝ
百貫代於黄金ニ両ニ分ニお所度福田定馬充賞ゝ
ついを但ニ而ゝ
二百五十三月代於黄四百文ニ安志定田所長禅幕
西条ニ事料賞ゝ是ハ一月前ニ半ゝ余宛麻
長ニ弁麗ニ

一大綱二房ゝ門

一坂口六尋を縄て長十六尋を
一さしてこを合てよてと五十尋餘を三くりのようち
一ふる大縄ハ廿三十ふるハ
一ノ一坂口縄と二十三丸をもつて名十八ツ三合てと五十尋
一ちや廿三十六ふるハろくろ二縄二坂口名ハ又綱
一坂廿三尋の前二島居の内ニて　侍のわの扉の
一許のあゆいて綱の前の扉許へ
一番通先前を七人志て綱廿柱かき本てを墨ふ
一作而七月廿三日ニ奉良ふる八月廿四又十人を
一同谷寛別、假殿ふ御幸殿の扉
殿の御前ハかりひて　御さす　扉
皇の社司家乳氏人ふ皆を　ハかり殿の境内御墨ふ志
ためハいふする境内のかるの扉ハ社務の嬉ふ者御
冥ふ皆志ふめハいふせて　假殿の扉北面の
ゆきより假庭のあのゆきふ
さて大幔幕のて引ます廿三時ハ社司ふ衣冠氏
人布狩衣を着如此(かくの)勤(つとめ)まいふ
衣を改(改ル)て　廿三時ハ自家の社司布を社司布
皆ふ事ふ事ふ事ハ扇を折(おり)
皆ふ事ふ上をちいやをもふる事
ふ定ふ引すと志りへまき上(程ル)祝ふ

さけうえ ちりやい 祈雨之 二七日 二人 別如此 出社乞
不可自 改 可 招 てよし

當參社司

神主 經久 五十四歳
正祝 保成 三十
權祝 保清 三十
片岡祝 久宗 四十歳
貴布祢祝 保元 六十
新宮祝 久藤 三十二歳
若宮祢宜 師久 二十歳

正祢宜 遠久 五十六歳
權祢宜 景久 六十
片岡祢宜 能秀 六十
貴布祢宜 安久 三十二歳
新宮祢宜 遠平 (近ヵ) 五十
太田祝 基久 三十歳 祢宜ノ時服ヲ着ス
若宮祝 仲久 十五歳

奈良祝 信久
澤田祝 宣能 四十歳 一本祢宜トアリ祝ニ

行事官參

弁 權弁 藤原朝臣 高永
史
史生
官掌

澤田祢宜 惟久 十
氏神祢宜 定久 十二歳 祝ノ時服ヲ着ス

社司の座西の方北より弁上西の方北の
座より南門の東に寄て西面し權弁は南門の内の少東に寄て西面し
上弁同道して着陣 陣頭に於て案文を受け西の
一座に史生官掌

前殿楼門のかたへ出御座を掃部寮賀茂陰陽
師参て祓をする祭文兼村縄ありて社務始として
禰宜末社司まて ことゝく其後禰宜社司皆御前
の大幔の内へ参て兆定ありて 正祢宜以下社司等文名
遊神主税ハ御前に留て 其役を勤仕 假殿より御後
やかて御拝をまいらする 酒肴の御拝やりて 夜あ
けて御拝ありて後 御本殿をとゝのへまいらする
其後社造の御殿を引る丸かしらかゝ入てすへ置
板ハかりにて 引程に 今出年引よせまいら
せさる程に さらにとゝのへて ひかれす 轆轤者

御前の御後のいろきかへて いろきより外に柱一本
東の綱をと西の綱ハいろきより内に板をかけて每
方轆轤一也 但西の轆轤の下のわろきれて引かれさ
る程 御幣道同ふくろをきりとめて 引其時に
とうく引よせまいらせて 再すへり板をぬきて御
座まいらする 然後舊道殿せいきの下の事ともに
中にて或時す殿ぬめり此板をぬかん時 修理可勘来
なとかゝるふけ中といへと 数多細有 無事なり
同八日夜 出別に入御 正殿又一両日の程に 社務并禰宜禄
此社司等 衣冠を着して 寄礼の后人々禰宜まて免

て両殿の御門の法楽を勤まり御門の御宝
忠久が前より其度退出又事を
急ぐ今夜ハ静の座法前の小座の通
座ハ掃部寮ゟ出西方上静其度
の外の同通ゟ陰陽師ゟ別ハ
陰陽師頭ゟ請座の法ゟて
静又雅楽文永ゟ例を以定ゟ
安殿門ゟ陰陽師ゟ賜社
論及深更ゟ馬時及暁ゟ
家ゟ帝ゟ静高永ゟ

一可被行ゟ事其時堅義陰陽師任
て法被をする如前ゟ兼村給て
廻社司座ゟ中門内日の法料の
大枝の元ゟ也和ゟ同梅永家ゟ
未着度社司ゟ
ゟ未社司ゟ
法度ゟ御料ゟ

一境飯法事

一八月五日ゟ陰陽師ゟ

按ゟ

師ゟ

一小坑飯一具
一飯能茶三茶
酒八升 古物
さうる新田
合八
をす 代百
そうけ 代百五十
鳥 代百文
たこ 代百文
一法けこ

代五百七十六弁
代弐百八十文
代百三十

鳥二 代百
しる弁一 代三百文
あゆの鮓 代百
さしあわ 代百

ね一 代二百文
そうそう
そうね一合

ねぎもうき 代百
のけこ 代廿
をしき 代卅
すうき 代卅
すこ 代卅
そんの名産 代卅
そうめこ 代百文

ごふくこ 代廿

生衣一馬一疋草毛巻送し陽内宿
馬者会人引て送衣者長櫃ゟ入てもし

吉田大納言入道

一 勅使雑掌 子息参 考水七日夜参て暁退出 八日夜又参

小境飯二度用意

飯料米七斗二升　代一貫二百　右割宛 三度の定

さけ五八升 おて くくしまで　代一貫二百

新酒三斗五升 筒入て 二ヶ日出し　代二百卅

さうしん八斗五升

一 御さい十種 取二とう

たこす　代百卅

まきこ　代三百

水菓　代三百

くるけ　代三百卅

鳥四　代三貫

しお引二　代五百

かまほこ　代三百五十

ます四ヶ但ささ　代三百五十

丸あわひ三　代五十　かき 頭する おて あをまめ 代卅

一 御汁三

こぶ二 おて　代五百　こふつきし　代七十二と

一 御くわし二合

あをしうき　代二百　あ　代二百

あをし　代二百　このもと三二　代八十

きんの外五二　代八十　法会新ひり十六　代八十

いい三六　代卅二　かわらけの五二　代二百

をしき大　代八十　かわらけ大　代百卅

すいき　代卅　めさと　代十五文

いりき　代十文　かつ五一　代十文

す代十文　すこ　代卅

しお　代三十　いりき　代五文

已上七貫九百十三文

紫衆面上を志めらいて 今ゟ之菜を啓めゟ飯を
置 七ヶ夜 依而今ゟ
同八日夜同紀祢ゟ五十ケ具ゟ依廿ケ
一 史生御境飯 七日夜一ト八日夜一ト并 奥祢ゟ而ゟ今具ゟ 依十ケ具ゟ
一 同年十二月十日棚尾御前中門移立上棟
大工吉留伊王大郎 賀茂
仕 ゟ先例ゟ乃致修弁ゟ年
酒肴給
大麺一 酒三
わらい一ケ并
大根 代五百
一ケ 代五百
代六百ゟ

卯后ゟ植ゟ
いも一休代百卒 六ヶ
賀茂番匠者御前祝言屋を作
酒肴同給ゟ 二貫文
銭三貫給ゟ 五貫惣中

一 神主成重之時 保延二年
神主代ゟ 正祢宜祝ホ社恩事
正祢宜重継
正祝 成兼 菊万庄 大原郷
能登庄

直 松ヲ 長寛元年十二九 鴨 正祝

一神主童継之時 久安元年
正祢宣保久 由良庄 二ヶ御厨
一正祝 成兼 能登庄
一神主保久之時 仁平二年
正祢宣童忠 由良庄 伊保庄
正祝 成兼 涔路庄
一神主童忠之時 仁平四年 此時正祝成兼以下両三人有之欤
正祢宣家 本ニ家平欤 美作庄 大原郷
正祝 成兼 能登庄

一神主家平之時 美安四年
正祢宣童保 加賀庄 三河庄 周防庄
正祝 能助 秘云美安元年九ノ奥書
一神主童保之時 治承元年 三ヶ御厨
正祢宣童能 美作庄 宇治
正祝 氏経 山田庄
一神主童久之時 建久二年
正禰宣資保 美作庄 能登庄 丹波庄
宇治 刀祢勾当

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

正祝　遠助（幸ヶ）　叡元暦元年七五博

一神主資保之時　建久四年　安曇川庄

正禰宜家能　山田庄　和泉庄

正祝　家元（光歟）

一神主幸平之時　（元歟）建久二年　安曇川庄　出雲庄

正祢宜重政　山田庄

正祝　家光

一神主能久之時　建保二年　福田庄（同下司）　和泉庄

正祢宜（重歟）家政　阿波

一　和泉

正祝　弘平　山田

一神主重政之時（幸ヶ）求久三年　由良

正禰宜盛久　山田

正祝　助友　淡路

一神主資久之時　寛喜三年　御米四十石ゆる

正祢宜忠長　由良　泠路

正祝　助友　和泉

一神主久継之時　文暦二年

正祢宜種平　福田上司下司後出一船来（淡）ニ迎

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

正祢宜能継　由良　福田

正祝　保高　石見　岡柱

保高死去後

正祝季久　星河　岡柱

季久逝去後

正祝　成員　星河

一神主能継之時　建長六年

正祢宜成久　由良　金津　後立碍

正祝　成員　星河

其後

正祝　重匠　玉井

後

正祝　保盛　石見　岡柱

一神主氏久之時　弘長二年

正祢宜資兼　由良　福田　付下司

自時

正祢宜世平　室別納　山田別納

正祢宜康継　由良脛長　後立碍小野田　其後立碍福田

正祝　保盛　石見　後立碍出雲　矢嶋柱

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

一　神主康継之時　建治二年
正祢宜康家　和泉　福田
正祝　保盛　出雲　矢嶋柱
正祝　久高　出雲
一　神主康家之時　弘安元年
正祢宜久也　金津庄一圓
正祝　保盛　出雲　矢嶋柱
一　神主氏久卿還補之時　弘安九年
正祢宜久也　伊保一圓
正祝　保弘　出雲　矢嶋　柱
一　神主久也之時　弘安九年
正祢宜久政　土田　公文　福田上司
正祝　保弘　出雲　矢嶋　柱

後申喬出雲於宮川ノ宝ヲ同共語可完訖ヲ宮川ノ文讃岐ノ扇ヲ和泉申統別ヲ細ヲ兩小國ノ申給ヲ之

一　神主経久之時　正慶六年
正祢宜能季

後ヲ社勢ヲ衍ヲ為調張ヲ之ヲ依吉料　科況　自上有御

姫土田庄一圓下司公文付ヲ
宮川庄一圓付公文号皆社家之斗ヲ

[illegible]可止一両之由被仰下之間宮司元被取上事

正祢宜延平　三箇即厨一圓別納
　土田庄一圓分下司公文
正祢宜遠平　小野田庄一圓　但下司　右別
　伊保庄別納預所
正祝　保弘　和泉
正祝　重貞　久永庄　自社務被申應永元年至于同
　四年十二月知行之御系不注之一圓之

和泉後月同五年三月知行之　但於所職分法系
　禁闕御料一向兼帯例有限社役倒而無陳之
　歟然而三十石許自永仁之年有之

一神主遠久之時　德治三年

正祢宜　保成　和泉一圓
正祝　保成　同

正祢宜景久　星河庄預所職又今一所可相半由遠久申
　安堵庄一圓拝領仕今一所於一廻落之事種
　々望申於社務預父寺ヶ坂中務加何一圓子細
　後景久今一所不可半申掠之事実作関係文
　庄一圓別納拝領之条代未詳

正祝保成　和泉一圓
　同

一神主景久之時　延慶二年

正祢宜能秀　玉井庄一圓別納　但御菜一圓
　由良庄預所職　一向御飯料勤仕
正祢宜久宗　伊保庄一圓別納又矢嶋社嶋小國
　由良庄預所
正祝　保成　和泉一圓
　同

一神主久宗之時　延慶三年

正祢宜忠久　安志庄一圓別納
由良庄頭所
但同年八月十八日安志庄別納被為寄社
造営ためと云

三位殿御社参　初慶弘長二年十二月當御拝賀準
久御祈御参ニ馬長ヲ御車ヲ有

供奉氏人
第大夫　狩衣　水干鞘
禅蔵師秦　狩衣　水干鞘
五郎大夫　狩衣　帯劔

経継　白狩衣　水干鞘
久信　白狩衣　水干鞘　帯劔
師継　白狩衣　水干鞘　帯劔

寛大夫　直垂　二帖半狩衣
祢宜秦兼氏　水干鞘　大口袴　狩衣来

已上五人各〻の下人ふくさの狩衣
今人各壱人ツヽ寛大夫祢宜秦兼氏両社奉幣之
侍之人
右馬允重宣　二帖の狩衣　腹巻
平内康氏　帯仗　ときの狩衣
安志公文信氏子息字市二帖の狩衣
龍色二人　こうり冲をかぶりそんせい

供奉
竹岡祢宜康綱　同供奉氏人孫五郎文連二帖の狩衣
侍一人　自私宅来

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』　請求記号 832-305
ガラス使用

同祝　康家　氏人等より使者二名の物云
侍二人より使者二名の物云
大田祢宜久世　氏人惣代文國屋主馬文弥二名の物云
侍二人あり後十郎右馬宮内両使
為馬引右之者共社雑色一人

名同日従午刻祢宜一の鳥居と入口迄御
幣往ゝて切芝を敷ならし午刻祢宜大田祢宜久世
楼門より参詣平長役上役ニ人午刻祢宜
取次物供や氏人等前寛文と弥宮寛文と
相尾御前上取居長七ツ下とひしのあいよりし銭
しきて取次軒ノ川れ入新玄関前より
より廊下へよこせ

上下禄被切一ツ紺藍摺五端下社司
久御料御参
拝並御時宜弥ゝくあるへし
奥へ通し

一　弘安九年三月十六日前神主氏人還補事
　　所職ノ下庄ゝ配分事
　　勢殿別当幸一大夫幸春所司若宮
　　宝殿由良庄　付東華　浄土庄　安楽寺
　　河大田荘宮川庄　伊保庄　平野庄
　　金津庄五箇条　伊保公文　仲方ノ事書
　　腰長庄御室御
　　冷泉殿一通
　　腰長公文幸性　宮川公文　福田公文　廻米阿闍梨
　　荒里家司　住吉　已上三職

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305
ガラス使用

二命之従四位 大宮司 同年 近使 兵士 上二人 下一人 部馬九

御拝賀同四月七日

供奉人

氏人 有位者 父雄 春夫 能貴

侍 平 兼 厨 宗直 中 兼 厨 兼季

神主氏人同弘安九年十月十一日被叙三品十二日先陪賀座如
寧尓於良の舞御覧の明後日十一月十三日 上下社奉幣 同十二月吉日 社務 代嫡子 久世 譲 久世同名被神
主拝賀

供奉人数

侍有者 有官者 親平 賀 名徳 有官者 久名 尊王 有官者 信重

安曇川五命有官者 忠民

侍

宗直 家有 十命有官 未社 恩 知有者 加 社 息 嘉有

伊保宏 有官 和泉 有官 遠文 改訂元

伴勢 久々 衆 有官 同日 也

贄 前 有官 氏 所司 能氏

宮川 侍有者 出良 公文 三信文 いふ

国代 十命 家有 衆 淀 公文 平 有官 同 宇 ゝ

宮川公文 宗直

小野々 筆 有官 久宗

有使 又 石 森 有官 時景

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

一 鍾久権祢宣ノ上拝賀

一 三位氏人所ニテ西應元年九月廿日
國社務上表辞退ス
別傳文庄勘ニ委遠

一 西應二年 五月八日夜 西祢宣久歳七十二
同九日 鍾久西宮ニ轉任始テ由良
元勅任ノ時ハ長官ニ時ニ権祢宣ニテ
ヨリテ知ル西宮ニ時ニ志一圓於別納ヨリ春正中良

新所ヲ神主ニ舞志権宮ニ時七年十二月 被ニ別納被
村社勢ヨリ由良ニ西宮ニ今度被定ル
安志元乃別納
自元知ル

同六月廿二日拝賀

供奉人
氏人一人
有代官 俊平
侍
宮守 兼吉
陰陽師 元宣也
雑色 如来
小雑色

一 西應二年二月廿二日 鍾久歳四十二依神主ノ命ニ舞ニ
祢奉社勢ヨリ社家ノ事始社奥ニ定ル

一正官能季
　　土田庄一圓　但有限社役立用除之（除之）
　　宮川庄一圓　但有限社役令除之
　　右公文使同代平内左衛門尉兼継

一前社務ハ梅文庄一圓并伊保庄一圓知行之内嫡子大田税条
葛方郷所職知行之　但前社務一期之後ハ伊保庄郷所
之宗可知行之　生有契約之　同二男澤田禄宜久藤平野
庄知行之　世一期之後子ハ小野田庄可令知行之由有
かへて
定之

一当社務方
安志玉井庄　腰長庄等依借上のために付なる由良免
一圓番之　今度当庄一圓二種　かへて　生雲庄一圓　宝生大夫　正上宗と
是等にてなす仰付る也　外ハ澤治兵衛福田嫡子若
宮流出之ニ宛　雜掌宝生大夫

一同代平内左衛門尉兼継

一社務同三月二日拝賀朝御料　御参
　　氏人五人内
　　満珠大夫　師久　　昔大夫　能貞　白将乱　法華役　かへて
　　宝生大夫　能親　白将乱　禄役　　有代大夫　倭平　白将乱
　　三郎大夫　幸久　白将乱
右社務　卅二
前社務　五十一
　　侍三人内
馬寺次第
一平内左衛門尉兼継　平時同代　出役　忠なとの将乱　馬寺一
二藤右衛門　信遠　安志公文　幣役　赤なめの将乱　馬寺一
三二郎左衛門　兼安　沙汰人　笠役　馬寺三
　　雑色二人　如木
　　持明院　のろいつゝ立

二等 守弘
小雑色一人　牛飼一人

一御社まいりの時給仕

一乃至度より切芝神社より下馬
渡て楼門より上度、其の間いつにても度々ふけて就まいり候節ハ社司ハ祝詞まいらせ度さうらふこと　氏人社家の居達も半いりさうらふこと

二末社ハ其の二社さうらふ須之社ハ社家二社さうらふて酒ニ瓶肴ニ種ハ備ふ、但し肴ハ社家のむ性力稲ハ箭継宿にて出すべきこと

一惣官の御嫡子若宮祝詞の時久治供奉之

氏人一人　西谷　前将監
雑色一人　新源次　如件　二男景右

一永仁元年十月廿日　下る氏神社務宣旨到来、同廿八日大田祢宜文通　惣官并国司等
右七則　祠官ハ久通ニ定ニ以宣能ニ被補ニ畢ハ古風ハ神ニ依テ社務ハ久補ニ畢ハ宣能ニ被申ニ依テ也

二日　拝賀也

供奉人事

氏人二人　番文大夫白将衣　能貞　車飾　侍二人　忠重　能貞
へき物ハ神前　国司ハ参ニ来ル時ハ　箭継ニ時ハ　箭継ニ
雑色二人　如件　梅松二号小雑色一人小剣前ハ四郎

上社 銭二貫
下社 一貫

御神事始可有御法事
一御当日
本鏡入御之時 御供氏人一人
宮守禄 神宝銀四文 但年ハ一定ニ
社官 権禰宜 神主 又四文
酒肴 給之 二献肴 但各別ニ

一御八講 九ヶ日
二日内 給高ノ二乃 在庁五人分
三日内 本高ノ二乃 法服 取之 其節ハ
さよふ〳〵 一よふ〳〵

一御ひりのわたし五十 一会別ニ六十二人分
但可有増減

一神人 九ちうや 但昼夜七夜 神主二人分
一勝尸ちうや 四日内
昼ハ 本社六人
法施まいりのれう一人分

天明六年丙午九月十八日

正五位下行備前介賀茂宗氏

右一書者宗氏恩借令書写者也

于時
天明七丁未年十二月上旬

正五位下賀茂朝臣直一

此一冊者以直一主之本書写漫
不許他見矣

文化十三子年仲秋

中大夫注千
蔵

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

832
97
305

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

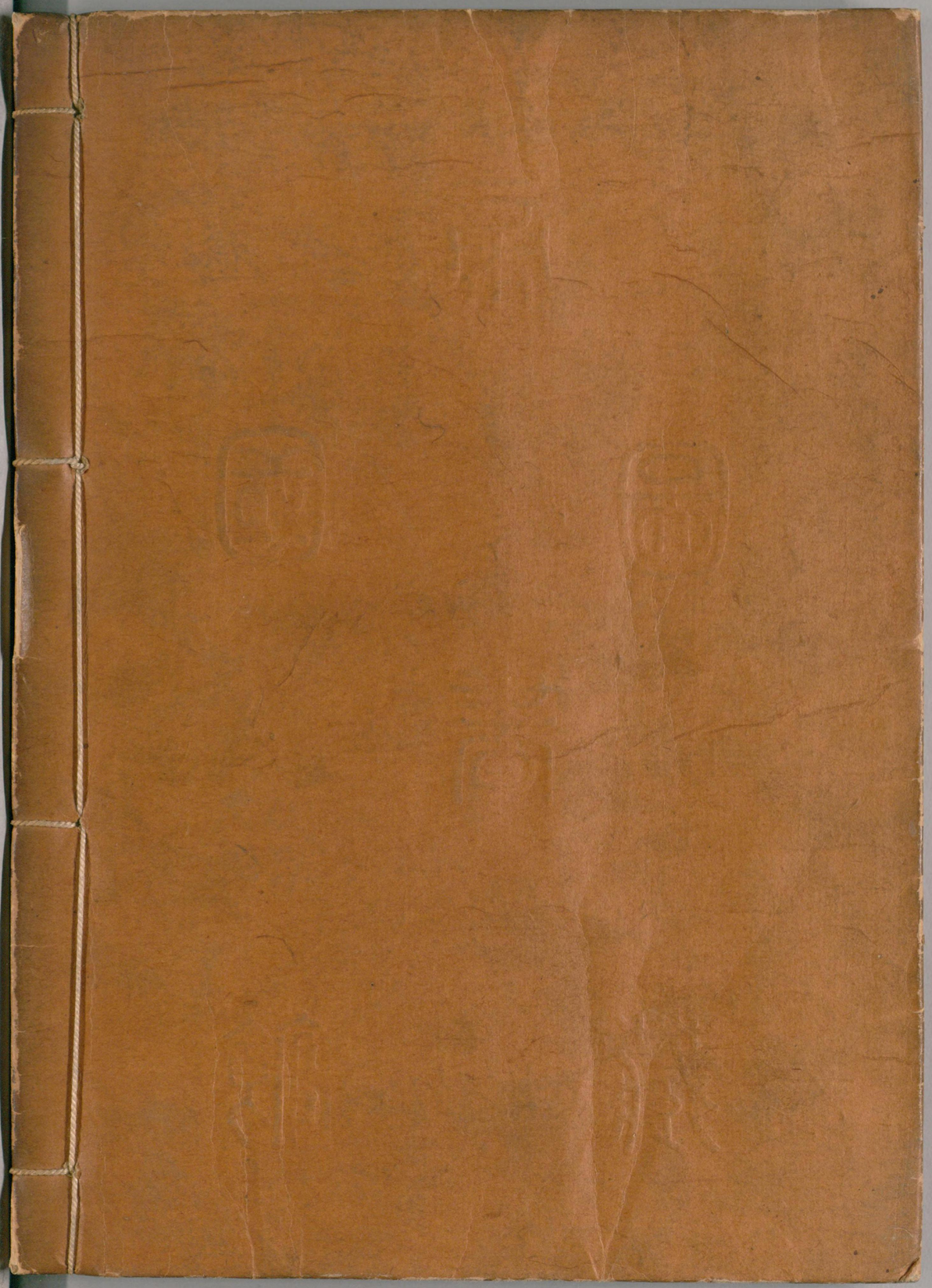

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第19冊』　請求記号 832-305

ガラス使用